県章

# 三重県公報

平成28年7月19日（火）
第　2819　号
毎週火・金曜日発行

## 目　　次


| （番号） | （題　名） | （担当） | （頁） |
|---|---|---|---|
| | 告　　示 | | |
| 488 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 | （障がい福祉課） | 2 |
| 489 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出 | （　同　） | 2 |
| 490 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (中小企業・サービス産業振興課) | 2 |
| 491 | 土地収用法の規定による事業の認定 | （公共用地課） | 3 |
| 492 | 港湾法の規定による放置等禁止区域の指定 | （流域管理課） | 5 |
| | 公　　告 | | |
| | 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧 | (男女共同参画・ＮＰＯ課) | 5 |
| | 同件 | （　同　） | 5 |
| | 同件 | （　同　） | 6 |
| | 土地改良区役員の退任及び就任の届出 | （農地調整課） | 6 |
| | 同件 | （　同　） | 7 |
| | 土地改良事業の工事の完了 | （　同　） | 8 |
| | 第11次鳥獣保護管理事業計画の変更 | （獣害対策課） | 8 |
| | 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の変更 | （　同　） | 9 |
| | 河川整備計画を定めた旨及びその関係図書の縦覧 | （河川課） | 9 |
| | 特定調達公告 | | |
| | 落札者を決定した旨 | （情報システム課） | 9 |

# 告　　示

## 三重県告示第 488 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 28 年 7 月 19 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

| 医療機関の種別 | 医療機関の名称 | 所在地 | 標ぼうしている診療科目 | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 薬局 | フラワー薬局新町店 | 津市南新町 8 番 29 号 | | 薬局 | 平成 28 年 5 月 1 日 |
| 病院 | 三重県立総合医療センター | 四日市市大字日永 5450 番地 132 | 消化器内科 | 肝臓移植後の抗免疫療法 | 平成 28 年 6 月 1 日 |
| 薬局 | のの薬局　ときわ店 | 四日市市ときわ 2 丁目 8-13 | | 薬局 | 平成 28 年 6 月 1 日 |
| 薬局 | アップルプラス薬局 | 名張市百合ヶ丘東 2-132-2 | | 薬局 | 平成 28 年 6 月 1 日 |
| 薬局 | 清川薬局サレド店 | 尾鷲市中央町 10 番 22 号 | | 薬局 | 平成 28 年 6 月 1 日 |
| 薬局 | 三日市調剤薬局 | 鈴鹿市三日市 3 丁目 3-2 | | 薬局 | 平成 28 年 7 月 1 日 |
| 薬局 | のの薬局　山之一色店 | 四日市市山之一色町 2423-2 | | 薬局 | 平成 28 年 7 月 1 日 |

## 三重県告示第 489 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 28 年 7 月 19 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

| 医療機関の種別 | 医療機関の名称 | 医療機関の名称及び所在地 | | 標ぼうしている診療科目 | 担当しようとする医療の種類 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 変更前 | 変更後 | | | |
| 薬局 | ココカラファイン薬局城山店 | ジップドラッグ　城山薬局 | ココカラファイン薬局城山店 | | 薬局 | 平成 28 年 6 月 1 日 |
| 薬局 | ココカラファイン薬局ミタス伊勢店 | ジップドラッグ　ミタス伊勢薬局 | ココカラファイン薬局ミタス伊勢店 | | 薬局 | 平成 28 年 6 月 1 日 |
| 薬局 | ココカラファイン薬局日赤前店 | ジップドラッグ　日赤前調剤薬局 | ココカラファイン薬局日赤前店 | | 薬局 | 平成 28 年 6 月 1 日 |

## 三重県告示第 490 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 2 項の規定により提出があった意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 7 月 19 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンタウン鈴鹿南玉垣

鈴鹿市南玉垣町 5520 番 1 ほか

2　意見を有する者から聴取した意見の概要

駐車需要の充足等交通に係る事項

出入口⑦は、近隣の学校への通学路及び周辺住民の通行を遮断する位置となること並びに暁1交差点に近接していることから、交通事故、交通渋滞及び周辺生活道路への車両の流入を誘発し、地域の交通安全に支障をきたすおそれがあるため、その設置に反対する。

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

平成28年7月19日から同年8月19日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第491号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示します。

平成28年7月19日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　起業者の名称

伊賀市

2　事業の種類

伊賀市庁舎整備事業

3　起業地

(1)　収用の部分

三重県伊賀市四十九町字鍋沢及び字平地内

(2)　使用の部分

三重県伊賀市四十九町字平地内

4　事業の認定をした理由

(1)　法第20条第1号の要件への適合性について

「伊賀市庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）」は、伊賀市が伊賀市庁舎整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、庁舎を伊賀市四十九町に整備しようとするものであり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2)　法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である伊賀市は、平成26年第5回伊賀市議会（定例会）において「伊賀市役所の位置を変更する条例」を制定しており、また、庁舎整備に係る予算については、庁舎建設基金、合併特例債及び一般財源により、事業を遂行するための必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有していると考えられる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3)　法第20条第3号の要件への適合性について

ア　得られる公共の利益

伊賀市本庁舎は、平成16年度の合併によって、行政規模が拡大したことに伴い、会議室を執務室に転用するなど、狭隘（あい）化が課題となっていた。平成24年度に庁舎建替の準備にあたり、北庁舎等を解体したことに伴い、本庁機能が現在の庁舎（南庁舎）だけでは収まらず、複数の支所等に分散することになった。また、南庁舎は建築後50年以上が経過しており、躯（く）体はもとより給排水、衛生、電気等設備の老朽化が進み、維持管理費が増大している上、近年の情報化やバリアフリーの対応に支障を来している。このような状況を踏まえ、整備計画に基づき新庁舎を整備することにより、次のような公益性が期待できる。

(ｱ)　現在、分散している本庁機能を1箇所に集約することにより、来庁者の移動負担を解消するとともに、行政サービスの利便性の向上が図られる。

(ｲ)　起業地が県伊賀庁舎に隣接していることから、児童福祉に関する相談・窓口業務、旅券や建築確認の申請手続等については、市と県の業務上の連携が一層強化されることにより、市民への行政サービスの向上が見込まれる。

(ｳ)　市域全体からみて緊急輸送道路である名阪国道近くの起業地に新庁舎を移転することは、災害発生時における復旧・復興の拠点施設として有効である。また、起業地が県伊賀庁舎に隣接していることから防災拠点として市と県の連携、情報共有等においてもより一層の強化、円滑化を図ることができる。

(ｴ)　新庁舎は高い耐震性が確保された設計になっているため、市民の安全・安心を守る役割を十分果たせる庁舎と考えられる。また、バリアフリーの実現により、年齢、障がいの有無等にかかわらず、あらゆる人にとって使いやすく、わかりやすい庁舎になると考えられる。

これらのことから、本件事業を施行することにより得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）に基づく対象事業に該当しない。本件事業の起業地が所在する地域は、三重県自然環境保全条例（平成15年三重県条例第2号）に基づく三重県自然環境保全地域に指定されていない。また、本件事業の起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護するために特別の措置を講ずべき文化財及び動植物の存在は、確認されていない。

これらのことから、周辺の生活環境に与える影響は少ないと考えられるため、本件事業を施行することにより失われる利益は軽微であると認められる。

ウ　事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、伊賀市庁舎整備計画検討委員会において市民説明会及びパブリックコメントにより具体的な庁舎整備候補地とした4つの候補案を選定した上で、社会的、技術的及び経済的項目等に関する比較検討が行われている。

起業地は、経済性で最も優位である。また、県伊賀庁舎と隣接することにより、行政サービス及び防災拠点としての機能が他案より優れていること等から、社会的、技術的及び経済的な条件を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4)　法第20条第4号の要件への適合性について

ア　事業を早期に施行する必要性

本件事業は、分散している本庁機能を早期に1箇所に集約し、行政サービスの利便性の向上を図るとともに、現庁舎の老朽化及び耐震性の両面で早急な対策を講じるものであり、いつ発生するかわからない大規模災害時においては復旧・復興の拠点として市民の安全・安心を守る役割を果たせる庁舎の整備をするものである。

これらのことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業における新庁舎の規模については、整備計画において本庁機能と支所機能の業務分担を行った上で、一般的な算出方法である総務省「地方債同意等基準」等を利用して庁舎の必要面積を積算し、その基準等を下回っている。駐車場の面積については、駐車場設計・施工指針において来庁者、公用車及び職員用にそれぞれ検証した必要台数から求められる面積であることから、必要最低限の面積である。

よって、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、時限的に使用する職員駐車場についての範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5)　結論

上記のとおり、本件事業は法第20条各号の全ての要件を充足すると判断される。

以上により、起業者から申請のあった本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5　法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
　伊賀市本庁舎

---

**三重県告示第 492 号**

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり宇治山田港に放置等禁止区域を指定します。

平成 28 年 7 月 19 日

宇治山田港港湾管理者の長
三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　指定区域の範囲
　三重県伊勢市神社港及び竹ヶ鼻町地先（勢田川防潮水門下流左岸船だまり）
2　指定に係る図書
　指定の範囲を示す図面については、三重県県土整備部流域管理課及び三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。
3　適用の日
　平成 28 年 8 月 1 日（月）

## 公　　告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成 28 年 9 月 6 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 7 月 19 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日
　平成 28 年 6 月 27 日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1)　名称
　特定非営利活動法人　陽だまりの会
(2)　代表者の氏名
　中家　啓貴
(3)　主たる事務所の所在地
　津市江戸橋 1 丁目 84-1 二葉ビル 3Ｆ
(4)　定款に記載された目的
　この法人は、介護老人施設及び福祉施設などの開設支援事業及び入居希望者の支援事業を進めると共に、高齢者福祉、障害者福祉の増進、福祉に寄与する事を目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成 28 年 9 月 6 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 7 月 19 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日
　平成 28 年 6 月 27 日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　四日市市建築防災センター

(2)　代表者の氏名

平澤　秀四郎

(3)　主たる事務所の所在地

四日市市栄町4番1号

(4)　定款に記載された目的

この法人は、建築物等を通じて起こるであろう、天災等による住民への災害を未然に防いだり、被害を最小限に留めるための会員の活動に対し、情報提供等のサポートを行う。また地域住民に対する啓発活動を時には行政とともに行い、もって地域環境と災害の安全化推進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成28年9月6日まで縦覧に供します。

平成28年7月19日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日

平成28年6月25日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　つどい

(2)　代表者の氏名

上野　純一

(3)　主たる事務所の所在地

南牟婁郡御浜町大字志原字赤崎平1819番地33

(4)　定款に記載された目的

この法人は、在宅障害者や高齢者が、地域社会で安心して生活が送れるよう福祉サービス事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成28年7月19日

三重県知事　鈴　木　英　敬

員弁地区土地改良区（いなべ市員弁町笠田新田2205番地の1）

退任理事

| | |
|---|---|
| いなべ市北勢町麻生田2715番地1 | 伊藤一大 |
| 〃　員弁町上笠田1766番地 | 太田由樹 |
| 〃　〃　笠田新田753番地1 | 二井　弘 |
| 〃　〃　下笠田452番地1 | 伊藤正幸 |
| 〃　〃　御薗513番地1 | 水谷義和 |
| 〃　〃　楚原313番地2 | 二井　清 |
| 〃　〃　北金井1098番地 | 日紫喜治美 |
| 〃　〃　畑新田258番地 | 位田元信 |
| 〃　〃　大泉新田503番地 | 坪井孝美 |
| 〃　〃　大泉854番地 | 渡辺員茂 |
| 〃　〃　西方366番地 | 日下部庄平 |
| 〃　〃　東一色584番地 | 伊藤　均 |

いなべ市員弁町松之木 1596 番地　若　松　冨士雄
〃　〃　岡丁田 1965 番地　中　村　哲
〃　〃　東一色 2376 番地 1　伊　藤　義　男
員弁郡東員町八幡新田 211 番地 2　愛　宕　勝　重
〃　〃　大木 1304 番地 2　種　村　政　良
退任監事
いなべ市員弁町下笠田 1579 番地 1　多　湖　輝　郎
〃　〃　笠田新田 1037 番地　辻　一
〃　〃　西方 334 番地 1　日下部　正
〃　〃　東一色 2517 番地　山　田　正　信
員弁郡東員町大木 542 番地　中　村　清　次
就任理事
いなべ市北勢町麻生田 2715 番地 1　伊　藤　一　大
〃　員弁町上笠田 1864 番地 1　太　田　宗　治
〃　〃　笠田新田 358 番地　渡　部　勇
〃　〃　下笠田 1579 番地 1　多　湖　輝　郎
〃　〃　御薗 513 番地 1　水　谷　義　和
〃　〃　楚原 313 番地 2　二　井　清
〃　〃　北金井 1098 番地　日紫喜　治　美
〃　〃　畑新田 178 番地　田　中　敏　夫
〃　〃　大泉新田 326 番地　多　湖　一
〃　〃　大泉 2637 番地　近　藤　雅　孝
〃　〃　西方 340 番地　日下部　和　巳
〃　〃　東一色 584 番地　伊　藤　均
〃　〃　松之木 1842 番地 2　谷　崎　三　男
〃　〃　岡丁田 1965 番地　中　村　哲
〃　〃　東一色 2551 番地　伊　藤　義　人
員弁郡東員町八幡新田 211 番地 2　愛　宕　勝　重
〃　〃　大木 1304 番地 2　種　村　政　良
就任監事
いなべ市員弁町上笠田 1766 番地　太　田　由　樹
〃　〃　御薗 428 番地　水　谷　裕　祐
〃　〃　北金井 1464 番地 3　寺　田　昭　治
〃　〃　大泉新田 131 番地　安　藤　善　文
員弁郡東員町大木 542 番地　中　村　清　次

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 28 年 7 月 19 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

員弁川用水第二土地改良区（員弁郡東員町大字中上 3268 番地）
退任理事
員弁郡東員町大字中上 1001 番地 1　平　野　賢　男
〃　〃　〃　203 番地　日　置　彰
〃　〃　〃　228 番地 4　大　原　康　嗣
〃　〃　〃　1443 番地　山　川　芳　温
〃　〃　大字長深 2563 番地　木　下　貞
〃　〃　〃　2639 番地　秦　要
〃　〃　〃　611 番地　松　下　一　幸
〃　〃　大字南大社 859 番地　近　藤　武　利

員弁郡東員町大字南大社 1622 番地 5　一　色　俊　満
〃　〃　〃　1263 番地　齋　藤　好　信
桑名市大字島田 933 番地　樋　口　　修
〃　大字志知 2691 番地　加　藤　勝　雄
〃　大字坂井 677 番地　中　川　正　巳
〃　大字島田 224 番地 1　寺　尾　　隆
〃　大字友村 106 番地　岩　谷　　孝
〃　大字赤尾 946 番地　城　田　善　和
退任監事
員弁郡東員町大字中上 1388 番地　廣　田　順　次
〃　〃　大字長深 3990 番地　水　谷　　久
桑名市大字坂井 603 番地　郡　　和　弘
〃　大字赤尾 987 番地　瀬　古　久　勝
員弁郡東員町大字南大社 1538 番地 1　太　田　　博
就任理事
員弁郡東員町大字南大社 1263 番地　齋　藤　好　信
〃　〃　〃　859 番地　近　藤　武　利
〃　〃　〃　1622 番地 5　一　色　俊　満
〃　〃　大字長深 4065 番地　水　谷　信　悟
〃　〃　〃　801 番地 2　渡　邊　哲　夫
〃　〃　〃　611 番地　松　下　一　幸
〃　〃　大字中上 1001 番地 1　平　野　賢　男
〃　〃　〃　203 番地　日　置　　彰
〃　〃　〃　1443 番地　山　川　芳　温
〃　〃　〃　228 番地 4　大　原　康　嗣
桑名市大字島田 933 番地　樋　口　　修
〃　大字志知 462 番地　松　岡　厚　美
〃　大字島田 224 番地 1　寺　尾　　隆
〃　大字友村 187 番地　岩　谷　　修
〃　大字赤尾 1196 番地　榎　本　　武
〃　大字坂井 677 番地　中　川　正　巳
就任監事
員弁郡東員町大字南大社 1538 番地 1　太　田　　博
〃　〃　大字長深 3990 番地　水　谷　　久
〃　〃　大字中上 1388 番地　廣　田　順　次
桑名市大字赤尾 990 番地 2　瀬　古　　正
〃　大字坂井 603 番地　郡　　和　弘

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

平成 28 年 7 月 19 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

| 事業名 | 地区名 | 工事完了年月日 |
|---|---|---|
| 県営新農業水利システム保全整備事業 | 伊賀北部地区 | 平成 28 年 4 月 28 日 |

---

第 11 次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 5 項の規定により公表します。

平成 28 年 7 月 19 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を次のとおり変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第3項において準用する同法第4条第5項の規定により公表します。

平成28年7月19日

三重県知事　鈴　木　英　敬

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

---

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第6項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成28年7月19日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　河川整備計画を定めた河川名
　一級河川木曽川水系鍋田川圏域
2　縦覧場所
　三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県桑名建設事務所

## 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成28年7月19日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　特定役務の名称　個人番号利用事務系ネットワークにおけるセキュリティ対策業務委託
2　担当部局　津市広明町13番地
　三重県地域連携部情報システム課
3　落札者決定日　平成28年6月29日
4　落札者　三重県津市羽所町700
　ミツイワ株式会社フィールドサービス本部　三重フィールドサービス部
　部長　山内　伸彦
5　落札金額　入札価格　21,300,000円
　契約金額　23,174,400円
6　決定手続　一般競争入札
7　入札公告日　平成28年5月17日

発行　三　重　県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。　http://www.pref.mie.lg.jp/